

教育委員会会議録

令和4年3月28日（月）午後1時30分 開会

午後3時01分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員
河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
中島幸一高校改革室長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（5）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）令和4年度教育委員会所管補正予算について

高橋総務課長が、令和4年度教育委員会所管補正予算について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2）令和4年2月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和4年2月定例県議会の概要について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（3）愛知県教員育成指標の改正について

坂川教職員課長が、愛知県教員育成指標の改正について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（4）令和4年度愛知県教員研修計画について

坂川教職員課長が、令和4年度愛知県教員研修計画について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (5) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 県立高等学校におけるスクール・ミッションについて
栗木高等学校教育課長が、県立高等学校におけるスクール・ミッションについて報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (7) 県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて
小林特別支援教育課長が、県立特別支援学校におけるスクール・ミッションについて報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (8) 令和5年度県立高等学校の統合・学科改編に伴う校名変更について
中島高校改革室長が、令和5年度県立高等学校の統合・学科改編に伴う校名変更について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第17号 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

教員の働き方改革と部活動問題はいろいろな場かねてから真摯に話し合われてきている。歩み寄りながら、長い目で見て時間をかけて検討していく必要がある大切な問題と考えている。また、中学生時代は子供の体力が一番伸びる大切な時期である。その中で、全国中学校体育大会は今まで培われてきた子供たちの体力に大きな功績を残してきたと考える。現状は各県が回り番で主催すると聞いているが、愛知県が主催しないとなると他県の負担はどうか。愛知県内の子供たちは参加できないのか。また、参加できるとしても自分の県がホストになれないという心理面への配慮はどうか。

(岩田保健体育課長)

全国中学校体育大会は全国を8ブロックに分け、輪番制で主催している。東海地方は、愛知・岐阜・三重・静岡の4県で担当している。実際、昨年度大会を開催予定であったが、4競技について愛知県が主催することになっていた。愛知県が主催しないとなると、施設・会場や教員の事前の準備、当日の運営に至るまで他の3県に負担がかかることとなる。また、主催しない場合においても、愛知県の生徒で全国大会への出場権がある者に関しては、出場は可能であると考えている。「上位に残れないのではないかな」などの心理的な問題については、心情をくみ取れるところではないため、回答は差し控える。

(岡田委員)

教師生活のほとんどを中学校で過ごし、部活動指導に携わり、負担の大きさも教育的効果の大きさも経験してきた。平日はもちろん、土日も休みなく部活動を行っていたため、家庭を顧みずということが当たり前の状況であった。正直辞めたいと思ったこともあったが、辞めなかったのは部活動を通して子供たちと共有できる感動があったからである。多くの子供たちが部活動を通して得られる友情や思い出は何物にも代え難いと言っている。校長として部活動指導を職員にお願いする立場でもあったが、部活動に命を懸けている先生、不本意にも希望しない部活動を指導している先生など様々であった。子供たちが部活動全員参加という形であった場合、希望を聞いた上で全教員に校務分掌としてお願いするしかなかった。部活動が教員の多忙化の原因であることを承知しながら、教員にお願いしていたのは、部活動の教育的効果に期待する部分が大きかったということにほかならない。働き方改革の中で部活動指導の見直しが徐々にではあるが進んでいる。外部人材の活用、活動時間の制限などを行っているが、部活動指導をやりたくない人はやらなくてもよいという状況までには程遠いと感じている。部活動問題の難しさは教育的効果と多忙化のはざまにある。部活動の教育的効果に代わるもの、かつ多忙化につながらないものがあればすぐにでもなくすことが可能であるが、そうでない場合、学校の教育活動から排除することは大きなリスクを伴う。学校教育に深く根ざしている部活動を法的に白か黒かで判断することは難しい。全国大会という貴重な体験を経験できる中学生はわずかであるが、得難い感動があり、悪影響ばかりではないと考えている。

(塩谷委員)

請願者の「自分の10年を奪われた」という言葉にショックを受けた。子供たちが教師からそのような言葉を聞いたときに何を思うのか。今回の請願は教師側一方からのものであると思う。主役は子供であり、子供が何を求めているのかを考えるとおのずと道は見えてくると思う。働き方改革において、この数年教育委員会でも様々な議論がなされ、少しずつではあるが改革はなされてきたと思う。ただ、全国大会を主催しないということは現状難しいのではないかと個人的に思う。

請願第18号 部活動指導業務の適法な命令を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

部活動指導を勤務時間外に職務として命令できるのか。

(岩田保健体育課長)

勤務時間内については校長から職務として命令できるが、勤務時間外は任意であり、命令できないものとする。

(塩谷委員)

現在、問題が起きているという事例はあるか。

(岩田保健体育課長)

問題という捉え方ではないが、部活動は教育活動に関連づけて行う教育的効果の高い活動であり、勤務時間外に及んでまで活動を行うことが実態としてであると認識している。今後の働き方改革の中で見直していく必要がある。

(佐々委員)

愛知県で取り組んでいることはあるか。

(岩田保健体育課長)

部活動指導ガイドラインにのっとり、より活動時間の縮減を図るよう継続して取り組んでいる。顧問となる教員の負担を軽減するために、複数顧問制の導入や外部指導者の活用などに取り組んでいる。県立学校では総合指導員として今年度24名から来年度36名に拡大配置し、中学校では配置事業費補助金として、専門的な指導ができる外部指導者の配置が進むよう取り組んでいる。

(佐々委員)

少しずつ改善されていると感じるが、一気に解決する案件でないと思う。この問題が根本的に是正されない原因はどこにあると考えているか。

(岩田保健体育課長)

教育的効果が認められてきた一方で、教員の献身的な思い、極端に言えば犠牲のようなものの上に成り立っていたことは事実である。今後は教育的効果をできるだけ維持しながら、働き方改革として見直していく。

(佐々委員)

先生方の献身的な取組によって成り立っていることは十分理解しているつもりである。教員の給与の問題や時間外労働に対する対価などに根深いものがあると感じている。愛知県だけで解決できる問題ではなく、国などもっと大きなところ、根本的なところにある根深い問題であると考えている。議論がなされていくことは大事なことであり、子供たち不在の議論にならないよう前向きに取り組まれていくと良い。

(岩田保健体育課長)

中学校においては、部活動の地域移行についての取組が行われている。現在、実践研究を市町村に委託しており、市町村と検討しながら次年度以降に各市町村に参考となるようなものが示せればと考えている。非常に根深く大きな問題と認識しており、広く議論されるべき課題である。いろいろな御意見をいただきながら真摯に取り組んで参りたい。

(河野委員)

様々な意見を聞きながら課題解決を図っていくことが重要であると思う。地域移行ということであれば、学校現場だけではなく様々な立場の人と協議していくことが必要である。様々な意見を取り入れて課題解決を図るような

取組や工夫はあるか。

(岩田保健体育課長)

先述の取組が県教育委員会の中心的な取組であるが、今後どういう方向で進めるか、しっかりと状況を確認しながら進めていく。

請願第19号 勤務時間外の部活動指導業務を強制しないことを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

部活動指導が勤務時間外に行われる場合、強制によって行われるようなことはあってはならない。中には「部活動指導は当たり前」という考えを持っている校長もいるかもしれない。部活動が子供の教育にとって有意義であり、子供たちや保護者のニーズに応えるものであることを教員に理解してもらおう努力をしていかななくてはならないと思う。

(塩谷委員)

教員に求められている仕事の量はばくだいである。部活動まで手が回らないということも実際起きていると思う。しかしながら、家庭の事情や環境面から見ても、生徒全員が平等に経験できるものは学校の部活動しかないのではないか。部活動の重要性は子供や保護者からも意見があがると思うが、教員の負担を軽減するためには今までと同じことをやっけては意味がない。思い切った改革が必要である。今回の請願をきっかけとして大きく踏み出せば良いと思う。

請願第20号 県立高校教員、校内飲酒事案、「不法侵入の罪」、「窃盗の罪」等

について、校長及び関係する職員の処分等を求める請願。

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中における校内での飲酒について、教育委員会はどのように考えているか。

(坂川教職員課長)

今回の事案については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中であり、広く県民の皆様方にも不要不急の行動の自粛、5人以上の大人数での会食・飲食の自粛をお願いしている中、勤務場所である校内で発生した事案であり、大変遺憾に思う。さらに、校内で飲酒した11名の職員のうち、2名は宿直勤務を命じられており、勤務時間中の飲酒でもあるため、事実確認した上で、厳正に対応してまいりたい。

(佐々委員)

不法侵入や窃盗についての見解はどうか。

(坂川教職員課長)

不法侵入について、校長は、施設管理と警備を目的に2名の所属職員に

対して宿直勤務を命じた。そのため、施設管理と警備に当たる2名の職員と、その職員の許可を得た9名の職員が、校内へ入ることについては、建造物侵入の罪に当たるとは考えていない。また、窃盗について、当該校では、宿直時には、部外者の侵入を抑止するため、会議室や職員室、一部の廊下の電灯をつけたままとしていた。会議室で飲酒行為はあったものの、電灯等をつけることは、通常の宿直業務で行われる行為のため、窃盗の罪には当たらないと考えている。

請願第21号 豊田市立逢妻中学校、管理職らを、懲戒処分を求める
請願。

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(河野委員)

管理監督者が懲戒処分を受けることはあるのか。また、今回の件について、懲戒処分に該当しないのか。

(坂川教職員課長)

県教育委員会では懲戒処分の基準を定めており、管理監督責任についても校長の責任が重い場合には懲戒処分も想定されている。今回の事案については、ふだんから所属職員に対し、パワハラを含めた不祥事防止について指導していたこと、相談を受けた際にも指導に不足はあったものの、職員本人に対して指導していたことから懲戒処分には当たらないと考え、懲戒処分未満の処分を行った。

(岡田委員)

今回の事案は管理職がなすべき責任を果たしていないものであると思う。長期間にわたってパワハラ行為を継続させ、複数の被害者に苦痛を与えたことは管理職としての資質・能力を問われても仕方ないのではないかと。ただ、処分として文書訓告が妥当であったかどうかは難しい判断であるが、著しくバランスを欠く処分ではないと考えてよいのではないかと。思う。

7 議案

第9号議案 愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する規則の一部改正について

高橋総務課長が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要があるため、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第10号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

栗木高等学校教育課長が、民法の一部改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校学則の一部改正

について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、賛成多数により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

子供が学校を辞めたいと言ったときに、成年になったからという理由で保護者の承認がない場合でも認めていくということか。

(栗木高等学校教育課長)

18歳になり、法的には成年と見なされる場合であっても、判断力等が急に身につくわけではない。子供の人生にとって大きな判断について、最終決定権は本人にあるものの、実際には、父母等と十分に話し合いながら、支援や助言を行っていくことになる。

(塩谷委員)

名古屋市立学校も私立学校も同じ方向であるのか。

(栗木高等学校教育課長)

民法改正により、置かれた状況はどの設置者も同じであるため、恐らく同じ方向である。

(小島学習教育部長)

成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續について、文部科学省から「Q&A」が送付されている。その中で、学則等に定めがない限り、生徒は退学等に関して父母等の同意なく校長の許可を得ることができるとされている。また、教育指導上の観点から、事前に高校と生徒、保護者の間で話合いの場を設けるなど、その父母等の理解を得ることが重要であるとされているので、これに基づき各学校において対応がされるものと思われる。

第11号議案 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について

栗木高等学校教育課長が、よりきめ細かな指導や支援を行うため、愛知県立旭陵高等学校のサテライト施設を設置することなどに伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第12号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

小林特別支援教育課長が、成年年齢の引下げ及び愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(塩谷委員)

成年年齢の引下げに関する対応について、問題が起きないとは限らない。問題が起きたときの対処法などは考えているのか。

(小林特別支援教育長)

特別支援学校については障害の状況にもよるが、父母等の意向を確認しながら、判断していく。

(小島学習教育部長)

文部科学省からの「Q&A」で、在学中は父母等の協力を得ながら教育活動や生徒への指導を行っていくことが重要であり、成年年齢に達した後も父母等の協力が得られるよう入学時に誓約書のような形で記入を依頼することも考えられるとされている。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として河野委員を指名した。
- (2) 加藤豊裕氏から、全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願、部活動指導業務の適法な命令を求める請願及び勤務時間外の部活動指導業務を強制しないことを求める請願について、宮崎邦彦氏から、県立高校教員、校内飲酒事案、「不法侵入の罪」、「窃盗の罪」等について、校長及び関係する職員の処分等を求める請願。及び豊田市立逢妻中学校、管理職らを、懲戒処分にすることを求める請願。について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 3月31日付けで退任する長谷川教育長から退任のあいさつがあった。
- (4) 傍聴人 5名